

【松戸市結婚新生活住宅支援補助金チェックシート】

令和7年度版

申請にあたり以下の書類が必要となります。
 チェック項目をよくお読みいただき、書類の準備をお願いいたします。
下記書類を松戸市オンライン申請システムより、入力・添付頂き、
その後、交付申請書を郵送にてご提出ください。

◎ 必ず必要な書類（松戸市オンライン申請システムよりご提出ください。）

書 類 名	確 認	チ エ ッ ク 項 目
戸籍謄本等 または 婚姻届受理証明書	☐	令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出した、または受理されています。
	☐	夫婦共に婚姻届出日における年齢が42歳以下です。
課税証明書 ※収入がない場合は非課税証明書 【令和7年1月1日時点で 市外にお住まいの方は 提出が必須です】 【令和7年1月1日時点で 松戸市にお住まいの方は 提出は不要です】	夫 ☐	【該当するいずれかに☑】 令和7年1月1日時点で 市外 に住んでいました。 ➡ 課税証明書（または非課税証明書）の 提出が必要 です。
	夫 ☐	【該当するいずれかに☑】 令和7年1月1日時点で 松戸市 に住んでいました。 ➡ 課税証明書の提出は不要です。
	妻 ☐	【該当するいずれかに☑】 令和7年1月1日時点で 市外 に住んでいました。 ➡ 課税証明書（または非課税証明書）の 提出が必要 です。
	妻 ☐	【該当するいずれかに☑】 令和7年1月1日時点で 松戸市 に住んでいました。 ➡ 課税証明書の提出は不要です。
	☐	【所得要件の確認】 夫婦の合計所得金額を合算した金額が400万円未満です。 （令和6年1月1日から令和6年12月31日までの夫婦の所得）

※ご準備頂く課税証明書は**令和7年度課税証明書**となります。
 “最新の”課税証明書をご取得ください。
 令和7年度課税証明書に記載のある、令和6年分の合計所得金額にて、所得要件を計算致します。

○ 該当者のみ必要な書類

書 類 名	確 認	チ エ ッ ク 項 目
【奨学金返済者のみ】 貸与型奨学金の返済が分かる書類	☐	独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金返還額証明書です。
	☐	令和6年1月1日から令和6年12月31日までに貸与型奨学金を返済した費用です。

【重要】 支払いが確認できる書類のご用意にあたって

支払者や内訳が記載されていない書類をご提出される方が増えています。
記載内容が不足していた場合、再提出が必要となりますので、ご注意ください。
必要に応じて、複数の書類のご提出によって、下記確認事項を明らかにしてください。

【記載例】 次の①～④の全てが記載されている必要があります。（引越費用は⑤も必要）

- ①支払者：松戸 太郎
- ②支払日：令和7年4月1日
※クレジットカードご利用の場合は、利用日が記載されたもの
- ③支出先：松戸市役所
- ④内訳：賃料50,000円・共益費3,000円・敷金100,000円・礼金50,000円・引越100,000円
※補助対象費用の中に、保証料、光熱費、手数料等の補助対象外費用が含まれている場合、それらについても明らかとなる内訳書を提出して下さい。
- ⑤引越日：令和7年6月1日

○ 住宅賃借費用（賃貸）を申請する場合に必要な書類

（松戸市オンライン申請システムよりご提出ください。）

書 類 名	確 認	チ エ ッ ク 項 目
契約書	☐	契約名義は、夫婦いずれかの名義になっています。
	☐	【該当する場合のみ☑】婚姻日から1年以内に契約しています。
	☐	【該当する場合のみ☑】婚姻日から1年以上前に契約しています。 ※ 婚姻日より1年以上前に契約している場合は、 婚姻日以降に支払った費用のみ補助対象 となります。
【社宅入居者のみ】 社宅の使用に係る契約が分かる書類	☐	社宅使用契約書もしくは入居決定通知書です。 ※ これらの書類がない場合は、社宅使用申込書。
住宅賃借費用の支払いが確認できる書類	☐	令和7年4月1日以降に支払った費用です。
	☐	新居の住居費（支払者、支払日、支出先、住居費の内訳）が記載された領収書や銀行振込明細等です。
【住宅手当支給者のみ】 支給有無が分かる書類	☐	住宅手当支給額が記載された給与明細もしくは住宅手当支給証明書（松戸市ホームページ掲載）です。

○ 引越費用を申請する場合に必要な書類

（松戸市オンライン申請システムよりご提出ください。）

書 類 名	確 認	チ エ ッ ク 項 目
引越費用の支払いが確認できる書類	☐	令和7年4月1日以降に支払った費用です。
	☐	新居への引越費用（支払者、支払日、支出先、引越日、金額及び引越運搬費用等が分かる内訳）が記載された領収書や銀行振込明細等です。
	☐	【補助対象の確認】 引越しに係る運搬、人件費等が補助対象です。 （家具、家電等の購入・設置費用、その他処分費等は対象外） 見積書等内訳が確認できる書類をご提出ください。

○ 住宅取得費用（新築・購入）を申請する場合に必要な書類
（松戸市オンライン申請システムよりご提出ください。）

書 類 名	確 認	チ エ ツ ク 項 目
契約書	☐	契約名義は、夫婦いずれかの名義になっています。
引渡し日が分かる書類 （引き渡し日証明書、建物登記等）	☐	婚姻日から１年以内且つ、既に住宅の引き渡しが完了しています。
	☐	【補助対象の確認】 自己資金による支払い、融資金による支払い、ローン払いの返済額（手数料、利息分は対象外）が補助対象です。 いずれの申請も、住宅の引渡し日を明らかにする必要があります。 また、土地の取得に係る費用は補助対象外です。
住宅取得費用の支払いが確認できる書類	☐	新居の住居費（支払者、支払日、支出先、住居費の内訳）が記載された領収書や銀行振込明細等です。
	☐	令和７年４月１日以降に支払った費用です。
【ローンの返済額分を申請される方のみ】 手数料・利息が確認できる書類	☐	ローンに係る手数料・利息等が記載されたローン返済予定表等です。

○ リフォーム費用を申請する場合に必要な書類
（松戸市オンライン申請システムよりご提出ください。）

書 類 名	確 認	チ エ ツ ク 項 目
契約書・請書	☐	契約名義は、夫婦いずれかの名義になっています。
	☐	婚姻日から１年以内に発注契約しています。
	☐	【補助対象の確認】 自己資金による支払い、融資金による支払い、ローン払いの返済額（手数料、利息分は対象外）が補助対象です。 家具・家電の購入、設置等に係る費用は補助対象外です。
リフォーム費用の支払いが確認できる書類	☐	令和７年４月１日以降に支払った費用です。
	☐	新居のリフォーム費（支払者、支払日、支出先、リフォーム費用の内訳）が記載された領収書や銀行振込明細等であること。
【ローンの返済額分を申請される方のみ】 手数料・利息が確認できる書類	☐	ローンに係る手数料・利息等が記載されたローン返済予定表等です。

下記書類は、オンラインフォームへの入力後、**郵送にて提出が必要**です。
マイページより印刷の上、必要事項を自著し、ご郵送ください。

◎ **必ず必要な書類**

(松戸市オンライン申請システム入力後、印刷し、必要事項をご記入頂き郵送にてご提出ください。)

書 類 名		
交付申請書	☐	松戸市オンライン申請システムに入力した情報を基に、作成されます。 記載内容に間違いはありません。
	☐	誓約事項を確認し、記入例を参照の上、申請者情報を自署しました。

◎ **該当者のみ必要な書類**

(松戸市オンライン申請システム入力後、必要事項をご記入頂き郵送にてご提出ください。)

書 類 名		
委任状	☐	振込先が、配偶者口座の場合のみ、提出が必要となります。
	☐	必要情報を自署し、氏名欄に押印しました。 (認印可、シャチハタ不可)
申立書	☐	口座名義が旧姓の場合のみ、提出が必要となります。
	☐	必要情報を自署し、氏名欄に押印しました。 (認印可、シャチハタ不可)
交付請求書	☐	委任状、または申立書の提出が必要となる場合、請求書の提出も必要となります。
	☐	申請者情報を確認し、記入例を参照の上、氏名欄に押印しました。 (委任状または申立書に押印したものと同一の印のみ可。)

郵 送 先
〒271-8588 千葉県 松戸市 根本387番地の5 松戸市役所 新館8階 住宅政策課 結婚新生活補助金 担当 宛



申 請 期 間
令和7年6月1日から 令和8年3月31日まで ※令和8年3月31日までに、不備無くオンライン申請を行い、 申請書等を郵送する必要があります。(令和8年3月31日 必着) ※申請期間内でも、予算が尽きた時点で受付を終了致します。 年度末は申請件数が増加しますので、なるべく早めのご申請をおすすめ致します。

補助金の振込について
不備無く申請をお受付してから、審査に1か月ほど掛かります。 また、交付決定通知書がお手元に届いてからの入金となるため、 全体で2か月ほど掛かる場合が御座います。